

第9節 工業教育史年表

○明治5年（1872）

8・3 「学制」頒布、中学の一種として工業学校を設立

○明治6年（1873）

4・28 「学制二編追加」を布達、外国教師にて教授する専門学校の一種として工業学校を規定

5・22 「外国工業学校教則」制定

○明治7年（1874）

2・23 東京開成学校内に製作学教場を設置。（10年2月廃止）

○明治9年（1876）

7・1 新潟学校、校則を改正し、「百工化学」の教授を目的とする。

○明治12年（1879）

9・29 「学制」を廃し、「教育令」を制定（工業学校の規定なし）

○明治13年（1880）

12・28 「教育令」を改正し、職工学校を規定

○明治14年（1881）

5・26 東京職工学校を設置
(8月15日規則制定、15年11月1日開校)
7・29 「中学校教則大綱」制定、中学校の高等中学科に代えて工業の専修科を設置しうることを規定
8・19 「師範学校教則大綱」制定、加設科目中に工業が加えられる。

○明治18年（1885）

8・12 「教育令」を再改正

○明治19年（1886）

1・1 東京商業学校に商工徒弟講習所を付設。
3・2／4・10 「帝国大学令」、「小学校令」、「中学校令」、「師範学校令」の四つの学校令を公布
4・10 「中学校令」により高等中学校に工科などの分

科を設置できる。

6・22 「尋常中学校ノ学科及其程度」、尋常中学校に工業の科を置きうることを規定

4・30 東京職工学校、帝国大学の付属となる。

○明治20年（1887）

7・1 金沢工業学校（現石川県立工業高等学校）が設立された。公立の中等工業学校として最古の歴史を誇る学校であり、その後、全国の工業学校設立の先駆けとなった。（10月26日 文部大臣森有礼を迎えて開校式を挙行した。）

10・4 東京職工学校、帝国大学より分離独立

○明治23年（1890）

1・1 商工徒弟講習所職工科を職工徒弟講習所と改称し、東京職工学校に付属させる。

3・25 東京職工学校を東京工業学校（専門学校）と改称

10・7 「小学校令」を改正、徒弟学校、実業補習学校も小学校の一種と規定

10・30 「教育勅語」を発布

○明治24年（1891）

12・14 「中学校令」を改正、尋常中学校に工業など専修科を設置できることを規定

○明治26年（1893）

11・22 「実業補習学校規程」を公布、規程の趣旨を訓令

○明治27年（1894）

2・21 実業補習学校教科用図書について規定
3・1 「尋常中学校ノ学科及其程度」を改正し、実科を設置しうることを規定

6・12 「実業教育費国庫補助法」を公布

6・14 「工業教員養成規程」を公布、東京工業学校内に工業教員養成所を設置

6・15 「尋常中学校実科規程」を公布、実科中学校の設置を規定

6・20 「実業教育費国庫補助法施行規則」を公布

6・25 「高等学校令」を公布、高等中学校を高等学校とし、専門教育機関

7・25 「徒弟学校規程」を公布

- 明治29年（1896）
5・18 官立大阪工業学校を設立（9月開校）
- 明治32年（1899）
2・7 「中学校令」を改正公布、尋常中学校を中学校と改称、実科の規定を廃止「実業学校令」を公布
2・25 「工業学校規定」を公布
3・3 「実業学校設置廃止規則」を制定。「実業学校教員養成規程」を制定（工業教員養成規程を廃止、工業教員養成所を設置）
- 明治34年（1901）
5・11 東京工業学校・大阪工業学校を東京高等工業学校・大阪高等工業学校と改称
- 明治35年（1902）
1・15 「実業学校令」に基づき「実業補習学校規程」を改定
4・1 「実業学校教員養成規程」を改定（旧規程を廃止）
- 明治36年（1903）
3・26 「専門学校令」を公布、それに伴い、「実業学校令」を一部改正し、実業学校のうち高等教育をなすものを実業専門学校とする。
- 明治37年（1904）
3・8 「実業学校令」に基づき「徒弟学校規程」を改定
- 明治40年（1907）
1・14 「実業学校卒業者ノ研究補習ニ関スル規程」を制定、専攻科・補習科を廃止し、その学校に引き続き在学せしめる。
3・25 義務教育6年制採用（小学校令施行規則など改正）
9・21 「公立私立実業学校教員資格ニ関スル規程」と公布
- 明治44年（1911）
8・17 甲種実業学校の「修身教授要目」を制定
- 大正3年（1914）
3・20 「実業教育費国庫補助法」を改定。（私立学校にも補助金交付等）
- 4・12 「実業教育費国庫補助法施行規則」を改定
- 大正4年（1915）
3・31 「実業学校教員養成規程」を一部改正（教員志願者への学資補給制を廃止、授業料免除のみとする）
- 大正6年（1917）
9・20 「臨時教育議官制」を公布、「臨時教育会議」を設置、教育制度改善の具体案の答申
- 大正7年（1918）
9・18 実業教育の改善に関し、臨時教育会議に諮問。
10・25 臨時教育会議、実業教育の改善につき答申
- 大正8年（1919）
2・7 臨時教育会議の答申に基づき「中学校令」を改正
2・12 「実業学校教員養成規程」を改正、学資補給制を復活
- 大正9年（1920）
4・1 大阪高等工業学校に工業教員養成所を設置
10・30 「実業補習学校教員養成所令」を公布
12・16 「実業学校令」を改正
12・17 「実業補習学校規程」を改定
12・18 「実業補習学校教員養成所令施行規則」を制定
- 大正10年（1921）
1・12 「工業学校規程」を改定（徒弟学校規程は廃止）
1・13 「職業学校規程」を制定
- 大正11年（1922）
1・24 「実業学校教員検定ニ関スル規定」を制定
- 大正13年（1924）
3・12 実業学校卒業者に専門学校入学資格を認める。（文部省告示）
- 大正14年（1925）
5・28 「実業学校卒業程度検定規程」を制定

○大正15年・昭和元年（1926）

4・20 「青年訓練所令」・「青年訓練所規程」を公布

8・6 「青年学校普通学科及教練科要目」を制定

8・23 「学校卒業者使用制限令」を制定

○昭和4年（1929）

4・1 東京工業大学・大阪工業大学を設立（東京、大阪高等工業学校の大学昇格）

4・1 名古屋・横浜各高等工業学校に工業教員養成所を付設

○昭和14年（1939）

3・24 「青年学校教育費国庫補助法」を公布

3・31 「学校技能者養成令」を公布

4・26 「青年学校令」を改正（満21歳以上満19歳未満の男子に義務制となる）

5・23 広島・熊本各高等工業学校に臨時工業教員養成所を付設

○昭和5年（1930）

4・8 「工業学校規程」を改正（2年制を認め、学科課程を改正、第2部を設置）

○昭和15年（1940）

3・18 「青年学校教育国庫補助法施行規則」を制定

○昭和6年（1931）

1・10 「中学校令施行規則」を改正（第1種、第2種の課程編制）

○昭和16年（1941）

3・1 教育審議会の答申に基づき、「国民学校令」を公布（「小学校令」廃止）、国民学校の高等科の教科中に実業科を置く。

10・16 大学学部などの諸学校の修業年限短縮始まる。

○昭和9年（1934）

10・20 実業教育50周年記念式典挙行（明治16年「農学校通則」公布より起算）

○昭和17年（1942）

10・3 学制発布70年記念式典挙行

○昭和10年（1935）

4・1 「青年学校令」を公布（実業補習学校・青年訓練所を廃止）「青年学校規程」、「青年学校教育養成所令」、「青年学校教員養成所規程」、「青年学校教員資格規程」などを公布

10・1 青年学校開校

○昭和18年（1943）

1・21 教育審議会の答申に基づき、「中等学校令」を公布（「中学校令」、「高等女学校令」、「実業学校令」を廃止して、「中等学校令」で統一、年限短縮）

3・2 「中学校規則」、「高等女学校規則」、「実業学校規程」を制定（「工業学校規程」などは廃止）

6・25 「学徒戦時動員体制確立要綱」を閣議決定

11・12 「教育ニ関スル戦時非常措置方策」を閣議決定

○昭和12年（1937）

3・27 「実業学校教授要目」を制定

5・29 「青年学校教授及訓練要目」を制定

5・31 文部省「国体の本義」を刊行

8・26 官立高等工業学校に工業技術員養成科を設置（文部省令）

10・14 「工業学校実習指導員養成規程」を制定

12・10 「教育審議会官制」を公布、「教育審議会」を設置、戦時下の教育改革の基本方策を審議、答申

○昭和19年（1944）

2・25 「決戦非常措置要綱」を閣議決定

3・7 「決戦非常措置要綱ニ基ク学徒動員実施要項」を閣議決定

8・23 「学徒勤労令」、「学徒勤労令施行規則」を公布

○昭和13年（1938）

4・1 「国家総動員法」を公布

7・15 教育審議会「青年学校教育義務制実施ニ関スル件」答申

○昭和20年（1945）

3・18 「決戦教育措置要綱」を閣議決定（国民学校初等科を除き学校の授業を4月から1年間停止）

- 5・22 「戦時教育令」を公布
 8・15 「終戦の詔書」発せらる。
 8・15 文部省、教学再建を訓令
 8・16 学徒勤労動員解除に関し通牒
 8・21 「戦時教育令」を廃止
 8・28 学校授業再開につき通達
 9・15 文部省「新日本建設の教育方針」を発表
 10・10 「学徒勤労令」を廃止
 11・28 「終戦に伴う中等学校措置に関する件」通牒
- 昭和21年（1946）
 3・5 第1次米国教育使節団来日、31日報告書を総司令部へ提出。4月7日発表
 4・1 「教育養成諸学校官制」を公布
 5・15 文部省「新教育指針」を発表
 8・10 「教育刷新委員会官制」を公布
 11・3 「日本国憲法」を公布
 11・11 「職業教育及び職業指導委員会」を設置
- 昭和22年（1947）
 2・27 「新学校制度実施準備の案内」を発表
 3・20 「学習指導要領一般編」（試案）を発表
 3・31 「教育基本法」、「学校教育法」を公布（「中等学校令」等廃止）
 4・1 新学校制度（6・3・3・4制）を実施、新制中学校発足
 5・23 「学校教育法施行規則」を公布
 9・11 文部省、教科書検定制度を発表
 11・30 「職業安定法」を公布
- 昭和23年（1948）
 1・27 「高等学校設置基準」（文部省令）を制定
 3・27 「新制高等学校実施の手引」を刊行
 4・1 新制高等学校発足
 7・10 「教科書の発行に関する臨時措置法」を公布
 7・15 「教育委員会法」を公布
- 昭和24年（1949）
 1・10 「高等学校教科課程中職業科の改正について」通牒
 1・12 「教育公務員特例法」を公布
 4・30 「新制高等学校教科課程の解説」を刊行
- 5・31 「文部省設置法」（職業教育課設置）・「教育職員免許法」を公布
 6・1 「教育刷新審議会令」を公布（教育刷新委員会官制廃止）
 7・5 「職業教育および職業指導審議会令」を公布
 10・8 「職業安定法の改正に伴う学生生徒の職業紹介について」を通達
- 昭和25年（1950）
 4・30 「図書館法」を公布
 8・27 第2次米国教育使節団来日
 9・22 第2次米国教育使節団、報告書を提出（9月30日発表）
- 昭和26年（1951）
 1・4 教育課程審議会が道徳について文部大臣に答申
 4・26 文部省、道徳教育の手引書要綱を発表
 6・11 「産業教育振興会」を公布
 6・30 「中央産業教育審議会令」を公布
 7・10 「学習指導要領一般編」（試案）（昭和26年改訂版）を発表
 7・30 「高等学校学習指導要領工業科編」（試案）（昭和26年版）を発表
- 昭和27年（1952）
 2・29 中央産業教育審議会「産業教育施設及び設備基準について」答申
 6・6 「中央教育審議会令」を公布（教育刷新審議会を廃止）
 9・6 「産業教育振興法施行令」を公布
 12・23 「産業教育振興法施行規則」を公布。産業教育施設および設備の基準を規定
- 昭和28年（1953）
 8・8 「学校図書館法」、「理科教育振興法」を公布
 8・14 「青年学級振興法」を公布
 8・18 「高等学校の定時制教育および通信制教育振興法」を公布
 10・31 「学校教育法施行令」を公布
- 昭和29年（1954）
 11・10 産業教育70周年記念式典挙行（日比谷公会堂）

○昭和30年（1955）

- 6・27 教育課程審議会「高等学校の職業に関する教科科目および単位数ならびに職業課程における教育課程について」答申
12・5 「高等学校学習指導要領一般編」（昭和31年度改訂版）を発表

○昭和31年（1956）

- 2・2 「高等学校学習指導要領工業科編」（昭和31年度改訂版）を発表
2・3 中央産業教育審議会が「高等学校の職業課程における標準実験・実習費について」建議
12・5 「各種学校規程」を制定

○昭和32年（1957）

- 4・1 32年度から科学技術学生8千人増募計画実施に着手（35年度まで）
6・24 理科教育審議会「理科教育に従事する教員養成の改善について」答申
10・22 中央産業教育審議会「中堅産業人の養成について」建議
11・11 中央教育審議会「科学技術教育の振興方策について」答申

○昭和33年（1958）

- 3・15 教育課程審議会「高等通信教育の職業科目の実施拡充について」答申
4・28 中央教育審議会「勤労青少年教育の振興方策について」答申
5・2 「職業訓練法」を公布
7・28 中央教育審議会「教育養成制度の改善方策について」答申

○昭和34年（1959）

- 9・29 中央産業教育審議会「高等学校における産業教育の改善について」建議

○昭和35年（1960）

- 3・31 教育課程審議会「高等学校教育課程の改善について」答申
10・15 学校教育法施行規則の一部を改正し「高等学校学習指導要綱」を告示（38年度から実施）

○昭和36年（1961）

- 3・9 中央教育審議会が「5年制専門教育機関設置要項案」を承認
4・1 36年度から科学技術系学生1万6千人増募計画の実施に着手（45年度まで）
5・19 「国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法」・「同法施行規則」を公布
6・17 「学校教育法」を一部改正、5年制の高等専門学校を37年度から設立
8・30 「高等専門学校設置基準」を制定
10・30 「学校教育法」の一部改正、高等学校通信制課程の設備と定時制・通信制課程と技能教育施設との連携
11・6 「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の公布

○昭和37年（1962）

- 3・31 「技能教育施設の指定等に関する規則」を制定

○昭和38年（1963）

- 6・24 文部大臣が中央教育審議会に「期待される人間像」・「後期中等教育の拡充整備について」諮問
10・19 中央産業教育審議会「高等学校における産業教育実験実習施設・設備の基準の改善について」答申

○昭和39年（1964）

- 6・30 「産業教育振興法施行令」の一部改正・施設・設備の基準改訂
7・2 「教育職員免許法」の一部改正、高校教員資格試験制度
8・24 「高等学校教員資格試験規程」を制定

○昭和40年（1965）

- 1・11 中央教育審議会「期待される人間像」を中間発表
4・30 「産業教育振興法施行規則」の一部改正・施設・設備基準の改訂
11・10 産業教育80年記念式典挙行（国立教育会館）

○昭和41年（1966）

- 10・31 中央教育審議会「後期中等教育の拡充整備につ

いて」最終答申

○昭和42年（1967）

- 8・11 理科教育及び産業教育審議会「高等学校における職業教育の多様化について」答申

○昭和43年（1968）

- 4・9 文部省、教育白書「わが国の私立学校」を発表
4・12 文部大臣から教育課程審議会あて「高等学校教育課程の改善について」諮問
6・13 文部省、技能教育施設として84施設（収容人員2万人）を指定
11・4 中央教育審議会の第21・22・23特別委員会「わが国の教育のあゆみと今後の課題」公表
11・29 理科教育及び産業教育審議会の産業教育分科会、「高等学校における職業教育の多様化について」答申（第2次答申）

○昭和44年（1969）

- 3・13 教育課程審議会「高等学校教育改善についての中間のまとめ」公表
5・27 全工協会創立50周年記念式典挙行（工業教育会館の落成、功績者の表彰、感謝場の贈呈、50年史の編集等）
6・30 中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の中間報告を提出
8・1 文部省の情報処理教育に関する会議が「情報処理教育振興に関する当面の施策」についての中間報告を発表
9・30 教育課程審議会「高等学校教育課程の改善について」答申
12・3 理科教育及び産業教育審議会「高等学校における情報処理教育の推進について」建議
12・15 日経連「産学共同関係に関する産業界の基本認識および提言」発表

○昭和45年（1970）

- 5・18 「日本私学振興財団法」公布（7月1日事務開始）
5・19 「筑波研究学園都市建設法」公布
5・28 中央教育審議会「初等・中等教育の改革に関する基本構想試案」公表
6・1 「理科教育振興法施行規則」を改正し「理科教

育のための設備の基準に関する細目を定める省令」を制定

- 10・15 「高等学校学習指導要領」告示
11・5 中央教育審議会「初等・中等教育の改革に関する基本構想」を中間報告
11・10 文部省「わが国の教育水準」と題する教育白書を刊行

○昭和46年（1971）

- 6・11 中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」答申
7・1 文部省に「教育改革推進本部」を設置
10・7 情報処理教育に関する会議「情報処理技術者養成計画の定量的基礎」、「情報処理専門学科のカリキュラム及び設備について」公表
12・9 大学入学者選抜方法の改善に関する会議が「大学入学者選抜方法の改善」について報告

○昭和47年（1972）

- 5・8 情報処理に関する会議「情報処理教育の基本構想について」最終報告
7・3 教育職員養成審議会、「教員免許制度の改善について」建議
10・5 学制100年記念式典挙行
10・27 「小学校、中学校、高等学校等の学習指導要領の一部改正および適用について」事務次官通知

○昭和48年（1973）

- 3・19 理科教育及び産業教育審議会産業教育分科会、「職業教育の改善に関する委員会」を設けて審議を開始
7・20 「教育職員免許法等の一部を改正する法律」公布（新たな教員資格認定試験制度の創設等）
9・29 「国立学校設置法等の一部を改正する法律」（筑波大学の設置と大学制度の改善など）公布
11・21 「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善について」教育課程審議会に諮問

○昭和49年（1974）

- 1・21 職業教育の改善に関する委員会が産業教育分科会に対して、これまでの審議経過を報告（同時

- に同報告を公表)
- 2・26 「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校教職員の人材確保に関する特別措置法」(人確法) 公布
- 3・15 技術科学系の新高等教育機関構想に関する調査会「技術科学系の新しい大学院の構想について」報告
- 4・22 第2次「職業教育の改善に関する委員会」発足
- 6・1 「学校教育法の一部を改正する法律」(教頭職法制化等) 公布
- 8・21 私立学校振興方策懇談会「今後の私学振興方策について」報告
- 11・11 産業教育90年式典および振興大会挙行
- 昭和50年（1975）
- 7・11 「学校教育法の一部を改正する法律」(専修学校制度の創設) 公布
- 7・11 「私立学校振興助成法」公布
- 7・14 文部省、「工業・商業高等学校の卒業者等に関する調査」の結果を発表
- 8・20 「職業高校卒業者のための高等教育に関する調査会」発足
- 10・18 教育課程審議会「教育課程の基準の改善に関する基本方向について」(中間まとめ) 発表
- 12・26 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(主任の制度化) 公布
- 昭和51年（1976）
- 5・7 文部省、教育白書「わが国の教育水準」を発表
- 5・21 職業教育の改善に関する委員会「高等学校における職業教育の改善について」報告
- 5・25 「学校教育法の一部を改正する法律」(大学院大学の制度の創設) 公布
- 10・1 長岡、豊橋に技術科学大学が創設され発足、昭和53年度から学生募集を行う。
- 10・6 教育課程審議会「教育課程の基準の改善について」(審議のまとめ) を発表
- 10・25 理科教育及び産業教育審議会「高等学校における産業教育のための実験実習の施設および設備の基準の改訂について」建議 (12月21日政・省令の改正公布)
- 12・18 教育課程審議会「小学校、中学校および高等学
- 校の教育課程の基準の改善について」答申
- 昭和52年（1977）
- 5・2 共通一次試験（国立大学）実施のための大学入試センターが発足
- 7・23 「小学校、中学校の新学習指導要領」告示
- 9・22 教科用図書検定規則、基準を改正
- 11・21 文部省、新しい高校像をさぐる「高校教育に関する懇談会」発足
- 12・21 「給与法の一部を改正する法律」(主任手当の支給と関連事項) 公布
- 昭和53年（1978）
- 6・13 「国立大学設置法案」設立（兵庫教育大・上越教育大が10月開学）
- 6・22 文部省「高等学校学習指導要領案」発表「工業基礎」「工業数理」新設
- 8・30 「高等学校の新しい学習指導要領」告示
- 9・9 教育職員養成審議会「教育実習の改善充実について」報告
- 12・25 中央雇用問題対策協議会開催、労働省、業種別団体・文部省の意見対立 (55年8月の段階で情勢の変化により再検討)
- 昭和54年（1979）
- 5・29 全工協会創立60周年記念式典挙行（功績者感謝状贈呈、「六十年史」の編集、記念事業の計画等）
- 5・31 文部省「高等学校学習指導要領解説」(工業編) 発行
- 6・30 文部省「高等学校学習指導要領解説」(総則編) 発行
- 10・1 「現行の高等学校学習指導要領の特例を定める告示等の制定について」次官通達
- 昭和55年（1980）
- 4・1 長岡及び豊橋技術科学大学、1年次50%の工業高校卒業者推薦入学実現
- 4・25 教職員定数を定める「標準法」が参議院で可決、小・中の40人学級、高校習熟度授業加配など成立
- 6・1 通商産業省「教育問題アドホックグループ」が「日本の教育についての一提言」を公表

- 6・22 衆・参両院同日選挙
11・25 文部省「児童生徒の非行防止について」通知

○昭和56年（1981）

- 1・27 「理科教育及び産業教育審議会」に「高等学校における今後の職業教育の在り方について」諮問
3・16 「臨時行政調査会」発足
3・24 中央教育審議会「生涯教育に関する小委員会報告」を了承公表
5・22 文部省「我が国の教育水準」と題する教育白書を公表
10・1 株トンボ鉛筆主催、全工協会後援の「全国工高製図コンテスト」中止
11・24 中央教育審議会に「時代の変化に対応する初等中等教育の教育内容など基本的な在り方について」諮問

○昭和57年（1982）

- 1・11 理科教育及び産業教育審議会産業教育分科会「小委員会」設置決定
4・1 臨時行政審議会第1部会「文教に関する改革原案」公表
5・25 第33回総会時「将来の工業教育はどのように観点からどのように進めたらよいか」についてパネルディスカッションを開催
6・23 東北新幹線、大宮—盛岡間開業
11・15 上越新幹線、大宮—新潟間開業
12・24 理科教育及び産業教育審議会産業教育分科会小委員会審議経過報告

○昭和58年（1983）

- 4・1 理科教育及び産業教育審議会産業教育分科会に提出するため、「エレクトロニクス部会」、「サービス経済部会」、「勤労体験学習会」が発足、審議を開始
5・24 産業教育100周年全工協会記念事業の具体案決定
6・14 首相の私的諮問機関「文化と教育に関する懇談会」発足
6・15 教育職員養成審議会に「教員の養成および免許制度の改善について」諮問

- 10・24 産業教育教科調査委員会議「エレクトロニクス部会」報告。「サービス経済」、「勤労体験学習」の部会も同時報告
11・15 「中央教育審議会教育内容等小委員会」審議経過報告
11・22 教育職員養成審議会「教員の養成及び免許制度の改善について」答申

○昭和59年（1984）

- 2・6 中曾根首相は施政演説の中で「教育改革は行政改革、財政改革」につぐ、第三の教育改革と強調、首相の諮問機関誰置を表明
2・22 「文化と教育に関する懇談会」首相に懇談結果を報告
3・13 「世界を考える京都座会」は、学校教育活性化のための七つの提言を発表
3・27 「臨時教育審議会設立法案」を国会に提出することを閣議決定
4・25 雇用問題政策会議は「雇用問題におけるマイクロエレクトロニクス化のあり方について」報告
5・29 産業教育100周年を記念し、全工協会独自で第35回総会時記念式典（含工業教育功績者感謝状贈呈）記念講演、祝賀会を開催。工業教育の振興を図った。なお「記念誌」発行、「各種記念事業の実施」などを発表
6・22 「高校入学者選抜方法の改善に関する検討会議」は高校入試改善に関する報告を文部省に提出
6・25 理科教育及び産業教育審議会は「高等学校における今後の職業教育の在り方について」の「審議のまとめ」を公表
9・3 関西経済連合会教育問題委員会は「教育改革への提言」を発表
9・7 「臨時教育審議会設置法」が参議院本会議で可決成立
11・14 臨時教育審議会が「審議経過の概要・（その1）」を公表
11・20 産業教育百年記念式典の挙行、産業教育振興全国大会の開催

○昭和60年（1985）

- 1・7 社会教育審議会放送分科会が「教育におけるマイクロコンピューターの利用について」中間報

- 告を公表
- 2・18 東京商工会議所が「教育の基本問題に関する提言」をまとめ総理府、文部省、臨教審に提出
- 2・19 理科教育及び産業教育審議会が「高等学校における今後の職業教育の在り方について」答申
- 3・16 「科学万博つくば85」開幕
- 4・26 臨教審が「審議経過の概要（その2）」を公表
- 5・16 職業教育6団体が臨教審の「審議経過の概要（その2）」に対する「意見ならびに提案」を提出説明
- 5・29 都道府県教育長協議会は臨教審に対して「審議経過の概要（その2）」についての意見を提出
- 6・20 理産審の答申に対する具体化のため文部省は「産業教育の改善に関する調査研究協力者会議」を発足
- 6・26 臨教審は「教育改革に関する第一次答申」をまとめ首相に提出
- 9・10 今世紀最後の教育課程改定のための「教育課程審議会」が発足
- 11・1 臨教審に「工業教育についての提言」を提出説明
- 12・16 「産業教育100周年全国工業高等学校長協会記念誌」を頒布
- 昭和61年（1986）
- 2・18 「高等学校工業科卒業者の大学入学選抜に関する陳情書」を作成、都道府県代表に頒布、国立私立大学へ陳情
- 3・14 職業教育6団体が臨教審の「審議経過の概要（その3）」に対する「提言」をまとめ臨教審会長宛提出説明
- 4・23 臨教審は「教育改革に関する第二次答申」を首相に提出
- 6・3 「産業教育改善調査研究協力者会議」は、今後新設が適当とされる学科について報告をまとめ文部省に提出
- 6・10 臨時行政改革推進審議会は「今後における行財政改革の基本方向」と題する最終答申を首相に提出
- 10・20 教育課程審議会は「教育課程の基準の改善に関する基本方向について」中間報告を公表
- 12・18 都道府県教育長協議会は「教育改革に関する調査」をまとめ臨教審に提出
- 昭和62年（1987）
- 1・23 臨教審は「審議経過の概要（その4）」を首相に提出
- 4・1 臨教審は「教育改革に関する第三次答申」を首相に提出
- 6・15 文部省は「産業教育の改善に関する調査研究」の検討経過・概要を発表
- 8・7 臨教審は「教育改革に関する第四次答申」（最終答申）を首相に提出
- 8・21 文部省に「教育改革実施本部」を設置
- 9・18 文部省は「職業教育に関する技術検定制度の研究開発等会議」を発足、研究開発に着手
- 10・7 教員の資質向上策の具体化について「教育職員養成審議会」が中間報告
- 11・27 教育課程審議会は「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」審議のまとめを公表
- 12・18 教育職員養成審議会は「教員の資質能力の向上方策等について」答申
- 12・14 教育課程審議会は「幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善について」答申
- 昭和63年（1988）
- 1・5 文部省の「教育改革推進本部」は「教育改革の推進」と題する教育改革白書を公表
- 2・15 「大学入試協議会」は「新テスト」（仮称）に関する最終報告を公表
- 3・31 臨教審提言の「6年制中等学校」（仮称）について「中等教育改革の推進に関する調査研究協力者会議」は「6年制中学校の在り方と課題」と題する審議のまとめを公表
- 5・18 国立学校設置法改正案（新テスト導入に関するもの）参議院で可決成立
- 5・25 初任者研修法案の「教育公務員特例法・地教行政改正案」が参議院で可決成立
- 6・29 文部省の教育改革実施本部は「国際理解と協力の進展」と題する教育の国際化白書を発表
- 7・1 文部省の機構改革で「生涯学習局」が発足
- 9・27 文部省は「職業教育担当教員の資質能力の向上について」の検討のまとめを発表
- 12・6 文部省は63年度教育白書「我が国の文教施策」を発表

- 12・7 「教員免許法改正案」(専修・標準・初級の三種類にする法案)が参議院で可決成立
- 12・28 「教育職員免許法等の一部を改正する法律」公布される。(施行 平成元年4月1日)
 ・普通免許状(専修・一種・二種)
 ・特別免許状(都道府県単位で3~10年有効)
 ・臨時免許状(教員免許状を持たない社会人の活用)

○昭和64年(1989)

- 1・7 昭和天皇陛下が崩御、新天皇が即位、新元号は「平成」と決定された。

○平成元年(1989)

- 1・13 文部省は教員免許法改正の施行通達を出し、免許切り替えの経過措置などを示す。
- 2・10 文部省は新学習指導要領案を公表した、「自己教育力」や「個性教育」などが中心柱
- 3・15 「新高等学校学習指導要領」告示される。(平成6年度より学年進行で実施)
 ・工業15学科、専門74科目、30単位以上必修
 ・工業共通履修科目に「情報技術基礎」、「課題研究」が新設された。
 ・家庭科4単位必修となる。第三の学科として「総合学科」が設置された。
- 3・27 文部省は高等学校学習指導要領の移行措置を告示するとともに、留意事項を次官通達する。
- 4・1 「初任者研修制度」が校種ごとに段階的に実施されることになった。
- 4・4 文部省が新しい教科書検定規則・基準を公示した。
- 4・24 「第14期中央教育審議会」が5年ぶりに再開「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」諮問を受ける。
- 8・29 学校五日制を調査研究する文部省の、「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」が発足
- 11・30 学校教育法施行規則の一部を改正
 —高等学校における移行措置について—
 平成2年度より総則や特別活動を先取り実施
- 12・13 文部省の「工学教育の振興に関する調査研究協力者会議」が報告書をまとめ、社会の変化に対

応した工学教育の改革が必要であると提言

○平成2年(1990)

- 1・30 中央教育審議会「生涯学習の基盤整備について」答申。生涯学習施策の調整と審議を行う組織を国と地方団体双方に設けることを提言
- 3・19 高等学校卒業者の就職のための推薦及び選考開始期日等について(文部省通知)
 ・推薦開始日:9月5日以降
 ・選考開始日:9月16日以降(積雪地域、沖縄県は特例を認める)
- 4・1 平成2年度から現行高等学校学習指導要領の特例を設けて「移行措置」を実施
 ・「課題研究」を設けることができる。
 ・「その他の科目」を設けることができる。
 ・必履修科目的単位数の弾力化
 ・クラブ活動を部活動との関連で考慮することができる。
- 4・23 文部省は、大学・短大で大量の不合格者が出ている現状を踏まえ、臨時の定員増を恒常的定員の二倍まで認めるなど、制限を大幅に緩和する通達を私立大学等に送付
- 6・26 「生涯学習振興法」が国会を通過して成立
- 6・28 「高等学校における留学に関する調査研究協力者会議」報告
 ・留学の円滑な実施のための対応の在り方
 ・留学の円滑な実施のための施策について
 ・留学生の受け入れの在り方と体制整備について
 ・姉妹校提携の在り方
- 9・2 国連児童権利条約が発効

○平成3年(1991)

- 2・8 就職協定協議会。会社訪問開始日を8月1日に繰り上げた。
- 4・1 高等学校に於ても初任者研修制度が全面的に実施されることになった。
- 4・19 「第14期中央教育審議会」答申
 職業教育の関係でも、普通科と職業学科とを組合するような新たな学科を設置すること、職業学科について産業構造・就業構造等の変化に適切に対応できるよう学科制度を再編成し、新たな学科を制度的に加えること、普通科において

- も特色あるコースを設けて職業教育の充実を図ることなど幅広い提言がなされている。
- 6・26 中教審答申を受けて、文部省の「高校教育改革推進会議」が発足した。
- 11・14～16 第1回全国産業教育フェア（千葉県）開催
- 平成4年（1992）
- 3・23 「学校教育法施行規則」改正
- ・9月より毎月第2土曜日が公立学校の休業日となる。
- 6・29 「高等学校教育改革推進会議」第1次報告
- ・総合的な新学科について（総合学科）
 - ・学年制によらない教育課程の編成・実施について（単位制高校）
 - ・学校間連携について
 - ・専修学校の学習成果の単位認定について
 - ・技能審査の成果の単位認定について
- 8・28 「高等学校教育改革推進会議」第2次報告
- 入学者選抜の改善について—（中間まとめ）
 - ・多様な選抜方法の実施
 - ・多段階の入学者選抜の実施
 - ・選抜資料の工夫と比重
 - ・学力検査の在り方
- 10・16 学制120年記念式典が東京都千代田区の国立劇場で、天皇、皇后両陛下をお迎えして挙行された。
- 11・19～21 第2回全国産業教育フェア（静岡県）開催
- 12・9 文部省は第五次公立高校学級編成・教職員配置改善六年計画（案）を発表

○平成5年（1993）

- 2・12 「高等学校教育改革推進会議」第4次報告
- ・総合学科等について（平成6年度から、国立1校、公立6校開設）
- 3・10 「学校教育法施行規則の改正」（資格の増加単位）
- ・高等学校の校長は、生徒が知識及び技能に関する審査で、文部大臣が別に定めるものに合格したときは、当該校長の定めるところにより、当該審査の内容に対応する高等学校の科目について、当該生徒が修得した単位数に一定の単位数を加えることができるようになった。
- 4・1 全日制単位制高校などの高校制度改革が施行さ

れる。

- 7・20 理産審の産業教育分科会が「産業教育施設・設備基準の改定 中間まとめ」発表（平成6年2月答申 同年4月より改定基準実施）
- ・学科群ごとの基準の現制度を改め、30ユニットごとの基準とする。
- 8・31 土木施工技術者試験が導入（建設省告示第1765号）
- 11・18～21 第3回全国産業教育フェア（富山県）開催
- 平成6年（1994）
- 3・16 理科教育・産業教育審議会が、高校産業教育の施設・設備基準改訂を答申。科目ユニットごとに基準を設定し、ハイテク化を図る。
- 4・1 高等学校新学習指導要領、本年度より学年進行で実施。
- ・「情報技術基盤」、「課題研究」等科目新設
 - ・家庭科の男女必修
- 5・22 児童権利条約が発効する。
- 6・21 文部省は、専修学校設置基準を改正し公布。専門課程終了者に「専門士」の称号
- 7・14 文部省は、技能審査成果を高校の単位に認定するためのガイドラインを通知
- 8・18 造園施工技術者試験が導入（建設省告示第1813号）
- 10・20～23 第4回全国産業教育フェア（京都府）開催
- 11・24 学校5日制を7年度から月2回に拡大するため、文部省は省令改正をして実質通知
- 12・12 「科学技術系人材の確保に関する基本方針について」答申

○平成7年（1995）

- 3・8 職業教育活性化方策に関する調査研究会議（最終報告）「スペシャリストへの道」を報告
- ・職業高校から専門高校へ呼称変更
 - ・職業教育の充実（勤労観、職業観の育成）
 - ・社会の変化に対応する教育（情報化、ハイテク化）
 - ・地域社会への開放（地域連携講座、学校・地域連絡会議・科目履修生の受け入れ）
 - ・多様な進路（専攻科、推薦入試の拡大、特別選抜制度の導入、専修学校との接続）

- 3・30 産業の高度化に対応した実践的技術者の育成について。(最終報告) 工業等に関する専攻科の拡充について
- ・工業等に関する専攻科拡充の必要性
 - ・工業等に関する専攻科の設置について
- 4・26 「第15期中央教育審議会」が発足。「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」諮問
- ・今後の教育のあり方、及び、学校・家庭・地域社会の役割と連携のあり方
 - ・一人ひとりの能力・適性に応じた教育と学校間の接続の改善
 - ・国際化・情報化・科学技術の発展など社会の変化に対応する教育のあり方
 - ・21世紀における望ましい学校像について
 - ・家庭と地域社会における教育の在り方について
 - ・学校週5日制の今後の在り方について
- 4・28 文部省「教育課程に関する基礎研究協力者会議」設置
- ・教育課程編成の基礎的事項
 - ・戦後教育課程の変遷
 - ・諸外国の教育課程
 - ・現行教育課程の実施状況と課題
- 5・26 「専門高校卒業生選抜制度」が「平成8年度大学入学者選抜実施要項」から導入。「スペシャリストへの道」の提言に沿って、専門高校卒業生を対象とする選抜方法を新設し、関係諸規定が盛り込まれた。
- ・入学定員の一部に職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する方法(専門高校卒業生選抜)によることができる。
 - ・国公立大学が専門高校卒業生選抜を実施する場合は、大学入試センター試験の成績と個別学力検査として実施する職業に関する教科・科目の成績等を総合的に判定する方法による。(新潟大学工学部は、平成8年度入試より6科各2名合計12名を導入した)。
- 11・15 「科学技術基本法」成立(法律第130号)
- ・フロントランナーの一員として「科学技術創造立国」を目指す。
 - ・国は、科学技術基本計画を策定しなければならない。
- ・地方公共団体は、国の施策に準じ地域の特性を生かし、自主的に実施する責務がある。
- ・政府は、科学技術の振興に必要な資金を計上し、予算措置を講ずるよう努めなければならない。
- ・小・中・高等学校に於いては、科学技術に関心を高めるための学習の振興を行なう。
- 11・16～19 第5回全国産業教育フェア(和歌山県)開催

○平成8年(1996)

- 4・5 文部省の協力者会議は、教員採用試験の改善に関する報告をまとめ、選考尺度・方法の多様化を提言。同省は4月25日これを通知
- 4・24 「生涯学習審議会」が答申を提出。「地域における生涯学習機会の充実方策について」
- ・社会に開かれた高等教育機関
 - ・地域社会に根ざした小・中・高等学校
- 7・19 「第15期中央教育審議会」が第一次答申を提出。「子供に『生きる力』と『ゆとり』を」学校・家庭・地域社会の連携に立つ、新教育ビジョンを構想すると同時に、スリム化を通して自ら学び、自ら考える教育へ転換する新学校像を描いた。さらに、21世紀初頭を目指して完全学校週5日制を実現するよう提言している。(教育内容の厳選、授業時数縮減、教科横断的な「総合学習の時間」の新設、小学校での英語教育の実施)
- 7・23 建築施工技術者試験、管工事施工技術者試験が導入(建設省告示第1594号)
- 7・29 教育職員養成審議会に対し「教員の養成方法の在り方について」諮問
- ・教員養成課程の改善
 - ・修士課程を積極的に活用した養成
 - ・養成と採用・研修との連携の円滑化
- 8・27 教育課程審議会発足(中間まとめを発表し、平成10年1月答申予定)
- 「教育内容の厳選の具体化について」諮問
- ・完全学校週5日制の下で、各学校がゆとりのある教育活動を展開し、一人ひとりの児童・生徒に「生きる力」を育成するための教育内容のあり方について

10・31～11・3 第6回全国産業教育フェア（山形県）開催

○平成9年（1997）

- 1・1 内閣総理大臣が行政改革、経済構造改革などに教育改革を新たに加え、「六つの改革」を提唱
- 1・8 大学側の申し合わせに伴い、就職協定（大学）の廃止が確定
- 1・24 文部省が「教育改革プログラム」を公表した。完全学校週5日制を平成15年度（2003）から実施すると明示
- 1・29 大学審議会、高等教育の将来構想を答申。臨時定員の五割を恒常化
- 3・28 規制緩和推進計画の再改訂を閣議決定。教育分野を新設し、高校での学校外活動への単位認定拡大、通信制大学院の制度化などを盛る。
- 4・18 「第16期中央教育審議会」が発足
- 5・13 「理科教育及び産業教育審議会」が発足。今後の専門高校における教育の在り方等について
- 7・28 「教育職員養成審議会」が第1次答申を提出
・教員に求められる資質能力と教職課程の役割
・教員養成カリキュラムの改善
・カリキュラム以外の免許制度の弾力化
- 7・31 文部省は「飛び入学」を制度化する省令改正
- 8・4 文部省は「心の教育」を中央教育審議会に諮問
- 8・5 文部省は「教育改革プログラムの改訂版」を総理大臣に報告
・豊かな人間性の育成と教育制度の革新
・社会の要請の変化への機敏な対応
・学校外の社会との積極的な連携
・留学生交流等国際化の推進
- 9・18 「高等学校教育の改善充実に関する調査研究協力者会議」が報告
・これからの中等教育の基本的な在り方
・中等教育における教育内容について
・学校外における体験的活動等の単位認定について
- 9・22 教育課程審議会の総会で、総授業時数削減に関する文部省の第2次素案を受け、全校種で週2時間減とする基本方針を固める。
- 9・30 第16期中央教育審議会に「今後の地方教育行政の在り方」を諮問

- ・主体的かつ積極的な地方教育行政の展開
 - ・学校運営の自主性の確立
 - ・地域住民との連携協力
- 10・1 「理科教育及び産業教育審議会」が中間まとめを報告
・変わる専門高校とその課題
・専門高校における教育の改善・充実の基本的方向
・各教科の改善の方向
・新教科に「情報」「福祉」の設置
- 11・13～16 第7回全国産業教育フェア（群馬県）開催
- 11・17 教育課程審議会が新教育課程の枠組みを示した「中間まとめ」を公表
- 12・4 文部省は、中央教育審議会答申を受けて高校入試改善通知
・一定の学力水準に達していれば他の資料による選抜の導入
・学校内外の文化活動やボランティア活動などの積極的評価
- 12・18 教育職員養成審議会が、養護教諭の養成カリキュラム改革を文部大臣に報告
・養護教諭に授業担当の道を開く

○平成10年（1998）

- 2・3 産業教育振興中央会創立60周年記念式典ならびに全国産業教育振興大会が、ホテルフロラシオン青山において開催
- 3・24 文部省の協力者会議が児童・生徒の問題行動に関する報告をまとめ、学校は「抱え込み」をやめ、外部と連携するよう提言
- 3・27 中央教育審議会が「地方教育行政の在り方について」中間報告を提出
- 3・31 中央教育審議会が「心の教育」に関する中間報告を町村文部大臣に出し、積極的に家庭教育に踏み込んだ提言
- 4・17 教科用図書検定調査審議会が、新学習指導要領に基づく教科書検定の在り方を審議するため、制度改善特別部会を発足
- 4・28 文部省は、教育改革プログラムの再改訂版を発表。完全学校週5日制の2002年度実施を明記
- 6・5 中高一貫教育を選択的に導入するための「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立し、6

- 月12日に公布された。平成11年度から現行の中学校・高等学校の制度に加えて、中等教育学校、併設型の中学校で、中高一貫教育を実施できるようになった。
- 6・15 電気工事施工技術者試験が導入される。(建設省告示第1348号)
 これを以て、土木・建築・管工事・造園工事、電気工事の5種施工技術者試験が同時に実施されることになった。(毎年12月第3日曜日に実施)
- 6・22 教育課程審議会が「審議のまとめ」を公表した。
 完全学校週5日制に向けて、授業時数の削減と教育内容の厳選を図ること、新たに「総合的な学習の時間」を開設
- 6・23 教育職員養成審議会が中間報告を公表
 修士課程で現職職員の再教育を本格化する構想を示す。
- 6・30 中央教育審議会が「幼児期からの心の教育の在り方について」答申を提出
- 7・23 理科教育及び産業教育審議会が「今後の専門高校における教育の在り方等について」答申を提出
- 7・29 教育課程審議会が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について」文部大臣に答申を提出
- 9・17 生涯学習審議会が「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」答申を文部大臣に提出
- 9・21 中央教育審議会が「今後の地方教育行政の在り方について」答申を文部大臣に提出
- 10・20 教職員配置の改善に向けて文部省の協力者会議が発足
- 10・26 大学審議会が高等教育の総合的改革の方策を文部大臣に答申
 大学の出口管理の強化、大学院の拡充、第三者評価機関の設置等を提言
- 10・29 教育職員養成審議会が第2次答申を文部大臣に提出
 修士課程を活用した教員再教育等を提言
- 10・29～11・1 第8回産業教育フェア(福岡県)開催
- 11・6 文部省は、中央教育審議会に初等中等教育と高等教育との接続の改善を諮問
- 大学入試の検討が焦点
- 11・17 文部省は学校教育法施行規則を改正し、2000年度入試から学力検査や調査書なしの高校入試を可能にする。
- 11・18 文部省は、小・中学校の新学習指導要領案を公表した
- 11・18 文部省は、完全学校週5日制時代に対応する公立学校施設整備を検討するため、協力者会議を発足
- 11・25 教育委員会発足50年記念式典が挙行
- 12・14 文部省は、小・中学校の新学習指導要領と幼稚園の新教育要領を告示
 教育内容の厳選と学校裁量の拡大が特色
- 平成11年 (1999)
- 1・13 文部省は、検定規則などを改正し、教科書の検定を簡素化するとともに、内容の厳選を明記
- 3・1 文部省は、高等学校の新学習指導要領案を公表
- 3・29 文部省は、高等学校の新学習指導要領を告示。
 平成15年度から学年進行で実施される。完全学校週5日制の下で「ゆとり」の中で「特色ある教育」を展開し、生徒に自ら学び自ら考える「生きる力」を育成
- 5・11 高校生の厳しい就職状況を踏まえ、「高校生の就職問題検討会議」発足
- 6・3 新学習指導要領への移行措置告示
- 6・18 「ものづくり基盤技術振興基本法」施行
- 8・13 国旗及び国歌に関する法律の公布・施行
- 9・17 「学校における国旗及び国歌に関する指導について」(通知)
- 9・21 教育改革プログラム3回目の改訂、心の教育の充実等4項目
- 11・4～7 第9回全国産業教育フェア(島根県)開催
- 12・10 教育職員養成審議会「養成と採用・研修との連携の円滑化について」(第3次答申)、大学と教育委員会等との連携方策の充実等を提言
- 12・16 中央教育審議会「初等中等教育と高等教育との接続の改善について」(答申)、両者の教育の連携の在り方、入学選抜の改善等について提言
- 平成12年 (2000)
- 1・17 中高一貫教育推進会議が「中高一貫教育の推進

- について～500校設置に向けて～」を報告、報告の内容を踏まえ、設置促進のための取組を積極的に行うこととした。
- 1・20 総合学科の今後の在り方に関する調査研究協力者会議「総合学科の今後の在り方について～個性と創造の時代に応える総合学科～」(報告)
- 1・21 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令が公布
 (1) 学校評議員制度の導入
 (2) 校長・教頭の資格要件の緩和
 (3) 職員会議の位置付けの明確化
- 3・31 教育職員免許法一部改正、高等学校における教科（情報・福祉）の新設に伴うもの
- 4・1 新学習指導要領の移行措置施行
- 4・4 教育改革推進本部設置
- 4・17 中央教育審議会「少子化と教育について」(報告)、「子どもは社会の宝」であり、「社会全体で子どもを育てていく」ことが大切であるという考え方方が強調され、家庭・学校・地域社会において取り組むべき具体的方策を提言
- 5・19 「今後の教育職員定数の改善に関する基本的な考え方」を発表
- 9・1 閣議決定「ものづくり基盤技術基本計画について」
- 11・9～12 第10回全国産業教育フェア（徳島県）開催
- 12・4 教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方」について答申、目標に準拠した評価（絶対評価）と個人内評価を基本にする等
- 12・22 「教育改革国民会議報告—教育を変える17の提案—」(最終報告)
- 平成13年（2001）**
- 1・6 中央省庁の再編整備により、文部省と科学技術庁が統合され、文部科学省となる。これに伴い、文部省初等中等教育局職業教育課を文部科学省初等中等教育局参事官に改編、さらに、中央教育審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会などを整理・統合し中央教育審議会を設置
- 1・25 「21世紀教育新生プラン」～レインボープラン～〈7つの重点戦略〉策定（教育改革推進本部）、「教育改革国民会議最終報告」の提言を踏まえ、今後の教育改革の取組の全体像を提示
- 2・1 新中央教育審議会発足
- 2・1 高校生の就職問題検討会議報告
- ～3月 「月刊産業教育」刊行終了
- 4・～ 産業教育振興中央会「産業と教育」に「文部科学省コーナー」設置
- 4・1 文部科学省初等中等教育局参事官発足
 第1回ジュニアマイスター顕彰制度実施発表
- 4・27 「高等学校生徒指導要録の改善について」(通知)
- 5・25 「学校における国旗及び国歌に関する指導について」(通知)
- 6・11 中央教育審議会初等中等分科会に「教員養成部会」を設置
- 6・15 専門高校と小・中学校との連携推進事業実施要項決定
- 6・29 教育改革関連六法成立、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、学校教育法の一部を改正する法律、社会教育法の一部を改正する法律等が成立
- 8・18 第1回高校生のづくりコンテスト全国大会開催（東京都立江戸川技術専門校）
- 11・8～11 第11回全国産業教育フェア（岐阜県）開催
- 平成14年（2002）**
- 1・17 「確かな学力向上のための2002アピール—学びのすすめ—」公表、新しい学習指導要領のねらいとする「確かな学力」の向上（2002）のために、各学校における指導にあたっての重点等を明らかにした。
- 2・21 中央教育審議会「今後の教員免許制度の在り方について」(答申) 新たな教職10年を経過した教員に対する研修の構築など
- 3・4 4月からの完全学校週5日制の円滑な実施のために、事務次官名で各都道府県教育委員会等に「完全学校週5日制の実施について」(通知) を発出
- 3・5 高卒者の職業生活の移行に関する調査研究会「高卒者の職業生活の移行に関する研究」最終報告
- 3・29 高等学校設置基準の一部を改正する省令
- 4・1 完全学校週5日制実施
- 6・12 教育公務員特例法一部改正、10年経験者研修制

- 度化（平成15年度実施）
- 7・3 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」決定
- 7・4 「夏季休業期間等における公立学校の教育職員の勤務管理について」（通知）
- 7・19 中央教育審議会「青少年奉仕活動・体験活動の推進方策等について」（答申）
- 8・30 「人間力戦略ビジョン：新しい時代を切り拓くたくましい日本人の育成—一画一から自立と創造へ—」を発表
- 11・1～3 第12回全国産業教育フェア（岩手県）開催
- 12・4 知的財産基本法が成立
- 平成15年（2003）
- 3・20 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」（答申）
- 4・1 高等学校新教育課程を学年進行で実施
- 6・10 若者自立・挑戦戦略会議「若者自立・挑戦プラン」策定
- 6・12 「目指せスペシャリスト（スーパー専門高校）」の指定（9校）
- 7・18 日本版デュアルシステム調査研究会議（第1回）
- 10・7 中央教育審議会「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」（答申）
- 10・17～19 第13回全国産業教育フェア（北海道）開催
- 12・26 小学校・中学校・高等学校等学習指導要領一部改正
- 平成16年（2004）
- 1・22 「高等学校施設整備指針」改訂。（旧指針策定は平成6年）
- 1・28 キャリア教育の推進に関する調査研究協力者会議が「児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てるために」を報告
- 2・12 専門高校における「日本版デュアルシステム」に関する調査研究協力者会議が「専門高校等における『日本版デュアルシステム』の推進に向けて」を報告
- 3・4 中央教育審議会「今後の学校の管理運営の在り方について」（答申）、地域が運営参画する新しいタイプの公立学校運営等について提言
- 3・31 「高等学校設置基準」改正（4月1日施行）
- 4・27 「目指せスペシャリスト」の指定（10校）
- 6・9 地方教育行政の組織及び運営に関する法律を改正し、平成17年4月1日から、教育委員会は学校の運営に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くことができるとした。
- 6・18 「若者自立・挑戦プラン強化の基本的方向」若者自立・挑戦戦略会議とりまとめ
- 7・2 専門高校における「日本版デュアルシステム」推進事業の決定について15のモデル地域を指定
- 8・6 中央教育審議会は、「大学入学資格検定の見直し」（答申）を提出、大学等への進学や就職に活用できる試験の実施が提言され、平成17年度から「高等学校卒業程度認定試験」が実施予定となる。
- 9・10 「若者自立・挑戦プラン強化の具体化」若者自立・挑戦戦略会議とりまとめ。
- 10・29～31 第14回全国産業教育フェア（広島県）開催
- 11・25 産業教育120年記念式典が国立オリンピック記念青少年総合センターで、皇太子殿下をお迎えして挙行
- 平成17年（2005）
- 7・29 全国的にアスベスト問題が深刻化し、文部科学省が対応
- 8・2 「ものづくり日本大賞」設置、主催：経済産業省、国土交通省、厚生労働省、文部科学省及び（社）日本機械工業連合会、実施は2年に1回
- 8・26～27 第1回若年者ものづくり競技大会開催
- 10・3 職員配置等の在り方に関する調査研究協力者会議「今後の学級編制及び教職員配置について」最終報告
- 11・26～27 第15回全国産業教育フェア（東京都）開催
- 平成18年（2006）
- 2・13 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会「審議経過報告」とりまとめ、学習指導要領の見直し。
- 7・11 中央教育審議会「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（答申）
- 10・10 教育再生会議発足（学校再生分科会、規範意識・家族・地域教育再生分科会、教育再生分科会で

- 議論)
- 11・10～12 第16回全国産業教育フェア(埼玉県)開催。
第6回高校生ものづくりコンテスト全国大会を「さんフェア」の一環として全種目開催
- 11・29 教育再生会議が(いじめ問題への緊急提言)を公表
- 12・22 改正教育基本法公布・施行
- 平成19年(2007)
- 1・30 中央教育審議会「次代を担う自立した青少年の育成について」(答申)
- 3・10 中央教育審議会「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」(答申)
- 3・29 中央教育審議会「今後の教員給与の在り方について」(答申)
- 6・8 文部科学省と経済産業省は、ものづくり人材育成のための専門高校・地域連携事業の指定地域(23都道府県・政令指定都市)を発表
- 6・20 教育関連三法成立
- 8・3 第2回「ものづくり日本大賞」における「青少年部門(内閣総理大臣賞)」及び「青少年支援部門(文部科学大臣賞)」の新設について
- 11・7～21 沼津市にて、第39回技能五輪国際大会開催
- 11・17～18 技能五輪と同時開催として、沼津市で第7回高校生ものづくりコンテスト全国大会開催
- 11・23～24 第17回全国産業教育フェア(沖縄県)開催
- 平成20年(2008)
- 1・17 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」(答申)
- 1・31 教育再生会議最終報告「社会総がかりで教育再生を~教育再生の実効性の担保のために~」
- 2・19 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について~知の循環型社会の構築を目指して~」(答申)
- 7・1 教育基本法第17条第1項の規定に基づき、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため教育振興基本計画を策定(閣議決定)
- 7・7 文部科学省と国土交通省は「建設業人材確保・育成モデル事業(専門高校実践教育導入事業)」発表
- 11・2～3 第18回全国産業教育フェア(大阪府)開催
- 12・22 文部科学省は、高等学校の学習指導要領改定案を公表
- 平成21年(2009)
- 3・9 文部科学省「高等学校の新学習指導要領」告示。平成25年度入学生から年次進行で実施
「工業科」改訂のポイント
- ・原則履修科目:「工業技術基礎」「課題研究」
 - ・科目構成:「環境工学基礎」を新設するなど現行の60科目から61科目で構成
 - ・主な改善事項:工業技術の高度化、環境エネルギー問題への対応、情報化とネットワーク化の進展への対応、技術者倫理の要請と伝統技術の高まりなどへの対応
- 5・28 教育再生懇談会第四次報告
(「教育安心社会」の実現)
- 7・3 教育安心社会の実現に関する懇談会報告(教育費の在り方)
- 8・3 裁判員制度による初の公判
- 11・14～15 第19回全国産業教育フェア(神奈川県)開催
- 平成22年(2010)
- 4・2 文部科学省「生徒指導提要」発表
- 7・22 文部科学省「学校評価ガイドライン」改訂
- 10・16～17 第20回全国産業教育フェア(茨城県)開催
- 10・22 文部科学省「「教育の情報化に関する手引」について」公表
- 平成23年(2011)
- 4・28 文部科学省「教育の情報化ビジョン」の公表
- 6・24 東日本大震災復興基本法公布
- 8・24 スポーツ基本法施行
- 12・16～17 第21回全国産業教育フェア(鹿児島県)開催
- 平成24年(2012)
- 3・9 文部科学省は、「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」を発表

- 3・31 文部科学省「地域産業の担い手育成プロジェクト」を終了
(平成19年度から平成23年度)
- 8・28 中央教育審議会答申
「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」
「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」を発表
- 11・10～11 第22回全国産業教育フェア（岡山県）開催
- 11・16 文部科学省「産業教育振興法施行規則の一部を改正する省令」を公示

○平成25年（2013）

- 1・21 中央教育審議会答申「今後の青少年の体験活動の推進について」
- 2・26 教育再生実行会議第一次提言
「いじめの問題等への対応について」
- 4・25 教育再生実行会議第二次提言
「教育委員会制度等の在り方について」
- 5・28 教育再生実行会議第三次提言
「これからの大学教育等の在り方について」
- 6・26 子どもの貧困対策の推進に関する法律公布
- 10・11 文部科学省、いじめ防止基本方針策定
- 10・30 教育再生実行会議第四次提言
「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について」
- 11・9～10 第23回全国産業教育フェア（愛知県）開催
- 12・13 グローバル化に対応した英語教育改革実施計画の発表

○平成26年（2014）

- 1・28 「高等学校学習指導要領解説」の一部改訂
(領土問題)
- 4・1 文部科学省「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」(SPH) 事業開始
- 7・3 教育再生実行会議第五次提言
「今後の学制等の在り方について」
- 10・21 中央教育審議会答申
「道徳に係る教育課程の改善等について」
(特別の教科道徳)
- 11・6 中央教育審議会教員養成部会
「こらからの学校教育を担う教員の在り方につ

- いて」報告
- 11・8～9 第24回全国産業教育フェア（宮城県）開催
- 12・22 中央教育審議会答申
「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」（小中一貫教育の制度化）
- 12・22 中央教育審議会答申
「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」
(新テストの導入)

○平成27年（2015）

- 1・16 文部科学省、高大接続改革実行プラン公表
- 3・4 教育再生実行会議第六次提言
「『学び続ける』社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について」
- 5・14 教育再生実行会議第七次提言
「こらからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」
- 7・8 教育再生実行会議第八次提言
「教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について」
- 7・27 文部科学省、「学校現場における業務改善のためのガイドライン～子供と向き合う時間の確保を目指して～」を公表
- 10・5 文部科学省「教育情報化の推進に対応した教育環境の整備充実のための地方財政措置について（通知）」
- 10・28 中央教育審議会提言
「高等教育予算の充実・確保に係る緊急提言」「教職員定数に係る緊急提言」
- 10・31～11・1 第25回全国産業教育フェア（三重県）開催
- 12・21 中央教育審議会答申
「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
(地域学校協働本部)
「こらからの学校教育を担う教員の資質能力向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～」

「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」

○平成28年（2016）

- 1・25 文部科学省「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地方創生～」公表
- 3・31 高大接続システム改革会議「最終報告」を公表
- 5・10 文部科学大臣「教育の強靭化に向けて」発表
- 5・20 教育再生実行会議第九次提言「全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を開花させる教育へ」
- 5・30 中央教育審議会答申「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」（実践的な専門職業人養成のための新たな高等教育機関）
- 6・28 文部科学省「学校における外国人児童生徒等に対する教育支援の充実方策について」を報告
- 7・4 文部科学省「教育の情報化に伴う情報セキュリティの確保について」（通知）
- 7・29 文部科学省「教育の情報化加速化プラン～ICTを活用した「次世代の学校・地域」の創生～」を公表
- 11・5～6 第26回全国産業教育フェア（石川県）開催

○平成29年（2017）

- 6・1 教育再生実行会議第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」
- 7・13 文部科学省「高校生のための学びの基礎診断」実施方針を公表
- 10・21～22 第27回全国産業教育フェア（秋田県）開催
- 12・22 中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（中間まとめ）を公表
- 12・26 文部科学省「学校における教育の情報化の実態

等に関する調査結果（平成28年度）〔速報値〕」及び「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について（通知）」

○平成30年（2018）

- 3・6 文部科学省「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等に関する規程
- 3・30 文部科学省「高等学校学習指導要領」の改訂を公示
- 5・31 教育再生実行会議「これまでの提言の実施状況について」（報告）
- 10・20～21 第28回全国産業教育フェア（山口県）開催

○平成31年（2019）

- 3・29 高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説工業編を公表

○令和元年（2019）

- 5・17 教育再生実行会議第十一次提言「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高校改革について」